



菅政権は 国家公務員給与 大幅引下げで闘う



ごとう祐一君を育てる会

10/8 (金) 19時

弁士：連舫 行政刷新担当大臣

会場 口ワジールホテル厚木 3F「相模」

会費 10,000円

(チケットをご希望の方はお電話ください)

問合せ ごとう祐一後援会事務所 046-296-2411

※この催しは、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティです。

民主党代表選は菅直人総理が勝ちました。私は

は、菅総理を支持し、当選一回議員約三〇名とともに中核となつて他の一回生の働きかけを行いました。一回生は圧倒的に小沢氏有利と言われる中、最終的には一四二人の衆院一回生は五分五分だったと思われます（国会議員全体では菅氏二〇六対小沢氏二〇〇）。

なぜ菅総理を支持したか

7月後半から8月にかけて、地元の皆様から頂く声は、「内輪もめしているより景気をなんとかしてほしい」、「菅さんにもう少ししつかりするよう言っておいてくれ」といったものでした。私は、8月上旬から同じ思いを持つ当選一回の議員を少しずつ集めて議論し、「菅さんが、『これだけは必ずやる』と決めて、その実現に向けて闘うリーダーなら我々も支えよう。本当にそのつもりがあるかどうか直談判しよう」となりました。早速行動に移し、八月二六日に二十三人の同志とともにまとめた「闘うリーダーを望む」と題する提言書を菅総理に直接届けたところ、「君たちの言うとおりだ。この提言はそのとおりしっかりやる。代表選も正々堂々と闘う」とテレビカメラ入りの場で答え、事実上の代表選の出馬表明になりました。つまり、私は、菅さんの決意を直接目の前で聞いた八月二六日に、代表選では菅さんを支持することを決めておりました。

菅総理の決断とその証拠

我々衆院一回生の提言書の中には、

私が以前から主張したとおり、「国家公務員給与を人事院勧告（月給平均七五七円、ボーナス〇・二ヶ月分引下げ）」を超えて厳しく引下げることを盛り込みました。公務員は労働基本権が制約され給与についての労使交渉ができなければ、人事院勧告を守らずに給与を下げる大変な混乱が起きます。公務員組合も徹底して反対するでしょう。それを乗り越える覚悟が総理にあるかどうかが試されました。九月一日の代表選告示日、菅総理は、官邸中枢における多くの反対論を押しのけ、「政見」（選挙に当たっての公約）の中で、「国家公務員人件費の2割削減に向か、人事院勧告を超えた削減を目指すとともに、労働基本権付与を含めた公務員制度改革を加速させます」と明記しました。闘う姿勢は明確です。

秋の臨時国会はどうなるか

国家公務員の給与を引き下げる給与

法は、十二月のボーナス減額で行うため、この秋の臨時国会に提出して十一月三〇日までに成立させる必要があります。ねじれ国会の中、官僚、組合、野党という三方面との厳しい交渉で、



菅直人 総理大臣

ブレずに我慢強く答えを出していくことが求められます。国会議員の定数削減とともに国家公務員の給与カットは、今後、国民の皆様に対しても消費税引上げのお願いをし、年金・医療・子育てなどの安心を実現していく前提として避けられないという大義があります。国民の皆様の支持が得られれば、必ず合意はできます。これこそ正に、「国民の生活が一番」の政治を政治主導で実現していく具体的な姿です。九月十七日の内閣改造においても、公務員制度改革担当大臣が蓮舫さんに決まり、給与法の責任者である総務大臣が本件に反対していた原口一博氏から、鳥取県知事時代に県の人事委員会勧告を越える引下げを断行した実績を持つ片山善博氏に代わったのは心強い限りです。私も、総理の決断を促したの自負があります。政治家に問われるのは評論ではなく、反対されても言い出す「勇気」、官僚に「まかされない」「恵み」、実現までこぎつける「責任」です。私も党内（政調）における議論のリード、法案審議における野党との調整、そして仮に幹部がブレそうな時は厳しく諫めるなど、やれることはたくさんあります。この秋の臨時国会は、給与法の行方にご注目ください。

お問合せ：民主党神奈川県第16区総支部 TEL 046-296-2411 FAX 046-296-4811

www.jitsugen.jp でごとう祐一の最新情報を発信中
メールマガジン「従流志不變」の購読申込みもHPから

ムダ全廃